

環境省と同時発表

平成24年3月13日

## 平成22年度P R T Rデータの公表等について — 化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要等 —

経済産業省と環境省は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、事業者から届出のあった平成22年度の化学物質の排出量・移動量等について集計するとともに、届出対象外の排出量の推計を行い、その結果を取りまとめましたので、本日、P R T Rデータの集計結果を公表いたします（化管法制定以来10回目の公表）。

平成22年度の届出事業所数は36,491事業所（対前年度比▲4.9%）で、届け出られた排出量（183千トン）と移動量（198千トン）の合計は381千トンとなりました。

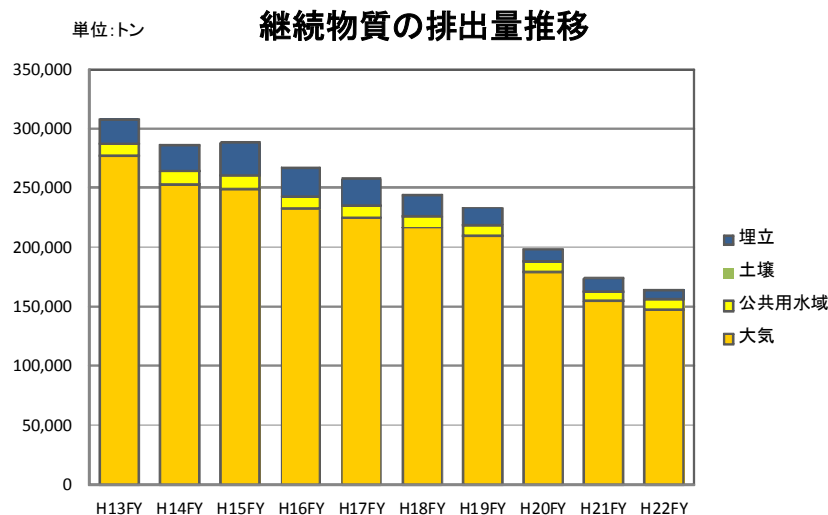
なお、化管法では、平成22年度の届出から対象化学物質を従来の354物質から462物質に見直すとともに、対象業種への医療業の追加を実施しており、今回の公表は、対象化学物質及び対象業種の見直し後、初めての公表になります。

また、個別事業所データについては、本日より、経済産業省及び環境省のホームページ上で公開いたします。

### 1. 平成22年度P R T Rデータの概要

平成22年度の1年間に届出対象事業者から届出のあった全国の36,491事業所からの排出量・移動量について集計したところ、排出量は183千トン、移動量は198千トン、排出量と移動量の合計では381千トンとなりました。

また、継続物質\*の排出量は164千トンであり、対前年度比5.6%の減少でした。



\*継続物質：物質見直しの前後で継続して届出対象物質として指定されている276物質。

## 2. 経緯等

平成11年7月に公布された「化学物質排出把握管理促進法（化管法）」に基づき、「化学物質排出移動量届出制度（P R T R制度）」が導入されました。

P R T R制度では、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量等の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表することとされています。

なお、化管法に基づくP R T R制度は平成20年11月に政令改正を行い、今回の届出分（平成22年度把握分）より、対象化学物質を従前の354物質から462物質に見直すとともに、対象業種に新たに「医療業」を追加し、24業種が対象となっております。

経済産業省は、環境省と共同で当該排出量等を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を取りまとめました。

集計結果及び個別事業所データについては、本日3月13日から、ホームページに掲載します。

## 3. 集計結果の公表

集計結果の資料については、以下のホームページにて掲載します。

経済産業省

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

環境省

[http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk<sup>ゼロ</sup>0.html](http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html)

### 【参考】掲載資料リスト

○「報道発表資料（経済産業省）」（本紙）、別添1及び別添2\*

※事業者からの届出状況、業種別・都道府県別の排出量・移動量の集計結果、届出外排出量の推計結果などの概要を取りまとめたもの及び今年度集計結果と前年度までの集計結果を対比したデータです。

○「集計結果（集計表）」

「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」（経済産業省・環境省令）に基づき集計した、対象化学物質別、都道府県別、業種別（46業種）、事業所における従業員数の規模別などの集計表（4,560種類）です。

各集計表は、ホームページ上でpdf及びcsv形式のファイルで提供します。

○「P R T Rデータの概要」

事業者からの届出状況、業種別・都道府県別の届出排出量・移動量の集計結果、届出外排出量の推計結果などの概要を取りまとめたものです。

○「届出外排出量の推計方法等の概要」

届出外排出量の推計方法、推計の基礎としたデータを参考資料として取りまとめたものです。

○「個別事業所データ」

平成22年度分及び過年度分（平成13年度分～平成21年度分）の個別事業所データです。

#### 4. 開示請求

個別事業所のP R T Rデータについては、ホームページによる公表に加え、従来からの開示請求方式による開示も行っております。（ただし、ホームページによる公表と同様の資料です。）

なお、請求に際しては所定の手数料が必要となりますので、詳細は以下のURLを御確認ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/7.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/7.html)

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課長 河本

担当者： 太田、國府田、香田、橋倉

電話：03-3501-1511（内線 3691）

03-3501-0080（直通）